

全建労発第 49 号

令和元年 12 月 17 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 近 藤 晴 貞

(公印省略)

有害物ばく露作業報告対象物（令和 2 年対象・令和 3 年報告）について

時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省第 32 号）第 95 条の 6 の規定に基づく報告は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況等を把握し、その評価等を行った結果、ばく露によって健康障害が発生するおそれのある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、化学物質対策を効果的に進めていく上で必要なものとして平成 18 年から行われています。

有害物ばく露作業報告の対象となる物については、「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」（平成 18 年厚生労働省告示第 25 号）により定められていますが、この度、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、別添のとおり、告示の一部が改正され、令和 2 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は令和 3 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで）の対象となる物が新たに定められた旨、通知がありました。

つきましては、本制度の趣旨をご理解いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において、適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう、貴協会会員企業の皆様に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木